

京都府におけるこれまでの取組について

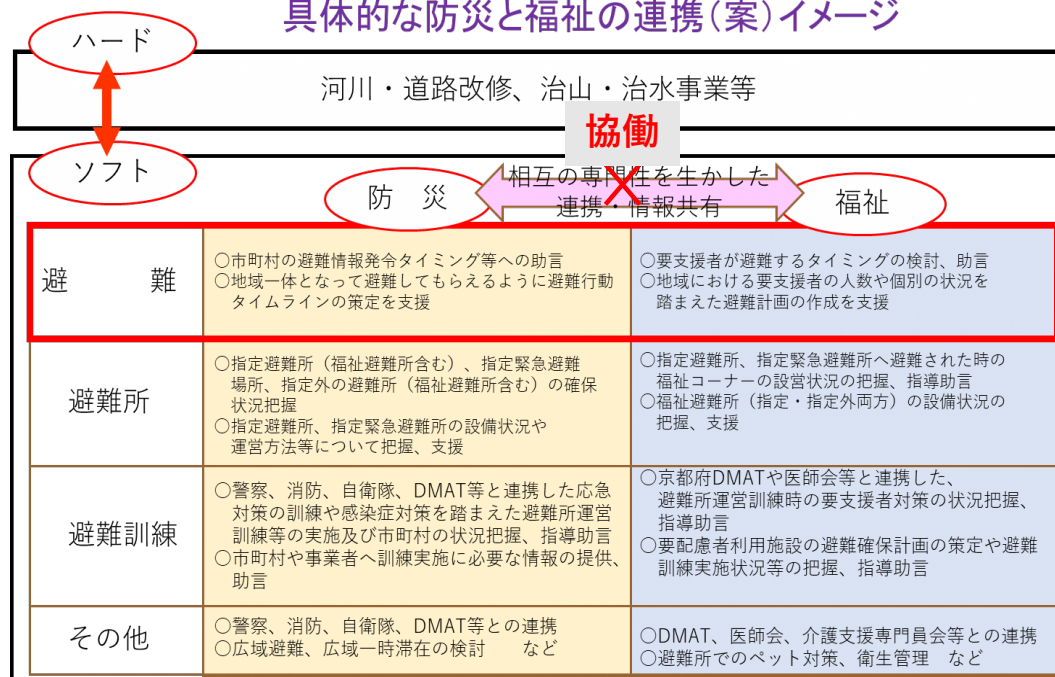
○平成26年 3月

「災害時要配慮者支援指針」を福祉部局で作成
 →市町村の取組を支援するため、府の基本的な考え方や具体的な取組方法・事例等をまとめたものであり、個別避難計画の作成についても記載。

○令和 3年 3月

災害対策基本法の改正案に伴い、危機管理総務課、災害対策課、健康福祉総務課、地域福祉推進課で打ち合わせを実施
 →それぞれの取り組んでいる事業について、勉強、整理し、各事業に取り組むとともに、共通認識を持って協働で進めて行くこととした。

具体的な防災と福祉の連携(案)イメージ



(参考) 令和3年3月の内部協議資料抜粋



まずは府内市町村の状況を把握するため、個別ヒアリングを実施

管内市町村の状況を把握、共有するため、災害対策課と地域福祉推進課が協働で市町村との個別ヒアリングを実施

→防災部局と福祉部局による庁内体制の有無により、進捗状況が大きく異なっていることが分かった。

【管内市町村の取組例】

- A町：保健・福祉・医療関係者との会議体を設置しており、すでにケアマネが個別避難計画を作成
- B市：優先度の高い避難行動要支援者の絞り込みを実施
- C町：ヒアリングをきっかけに防災・福祉部局による打合せ等を実施

◎防災と福祉の協働による平時・災害時に活かせる取組とすることを見据えた計画作成支援**POINT 1 庁内における防災部局と福祉部局の協働**

市町村における個別避難計画作成促進のため、まずは京都府における防災・福祉部局の協働が必要不可欠であることから、法改正前から打合せを実施し、「関係通知は連名で発出」、「両部局同席でのヒアリングの実施」など、出来ることからはじめ、京都府としても協働で取り組む姿勢を示すこととした。

POINT 2 市町村との個別ヒアリングによる状況把握と、ヒアリングを踏まえた支援

防災・福祉部局に出席を依頼し、府と市町村の一对一でのヒアリングを実施することで、現状や課題に加え、担当の困りごとなど、実態に即した情報を把握した。

府・市町村双方の防災・福祉部局が同席することで、市町村の協働体制づくりのきっかけとなった。

令和3年度の取組 「防災と福祉の協働」を重点的に支援**市町村向けの説明・研修等**

- ・災害救助法担当者説明会（毎年実施）（6月28日）
- ・消防防災科学センターと共催の「市町村防災力強化専門研修」（10月1日）

→例年実施している事業を活用し市町村に対し、要配慮者支援や個別避難計画作成の意義等を周知

- ・市町村、府関係課、関係団体との情報共有会議（11月26日）
- ・市町村担当者研修（3月14日）

→先進自治体、同志社大学立木教授をお招きして、課題やノウハウを共有

福祉関係団体への依頼

- ・京都府災害時要配慮者避難支援センター連絡共有会議における周知と依頼（7月29日）

先進自治体との意見交換等

- ・モデル団体である福知山市と意見交換（7月16日）
- ・滋賀県、高島市、福知山市と意見交換（10月13日）
- ・岡山市千種学区要支援者避難訓練を福知山市とともに視察（11月27日）

課題**◎市内における連携体制強化**

難病患者の情報提供のための保健所の状況把握など各分野（高齢、障害、消防所管部局）等

◎福祉関係団体や府民等への周知

令和3年度は市町村における体制構築等を重点に取組を行ってきたため、計画作成促進のための福祉専門職や府民へ周知

◎市町村における計画作成に繋がる取組

体制構築を踏まえて、令和4年度から計画作成に繋げる仕掛けが必要

今後の対応の方向性

- ・ 個別相談の依頼があった市町村と今後の取組の進め方について打ち合わせを実施し、実際の作成に参画することで、課題やノウハウの積み上げを行う。
- ・ 「作成数が多くて対応しきれない」と感じる市町村の抵抗感を減らすため、先進市町村の取組や上記の取組を踏まえて、事例による参考手順等を示す。
- ・ 5年以内に優先度の高い方の個別避難計画を作り終えるために、今後4年間の取組の案を作成中。

令和4年度については、防災と福祉の連携をもとに、実際の計画作成方針・手法の決定について重点的に支援を行っていきたい。

今後の対応の方向性（案）

平時・災害時に活かせる取組を支援

R3

市町村における体制構築を支援

- ◎法改正と意義の周知
- ◎先進地事例の共有
- ◎推進体制の構築支援

取組内容

- ・情報共有会の開催（11/26）
- ・市町村個別ヒアリング
- ・市町村担当者向け研修（3/14）

R4

体制構築から計画作成へ

- ◎ノウハウや課題の蓄積と共有
- ◎府民への周知・啓発
- ◎府と市町村の連携強化

取組内容

- ・府内数市町村と共同でモデル的に計画作成に取り組む
- ・共同の作成を通して得たノウハウや課題の共有

R5

府内全域における作成促進支援

- ◎蓄積したノウハウを府内全域へ展開・作成
- ◎地域・本人作成等の地域力を活かした作成の支援

取組内容

- ・優先度を考慮した作成に加え、家族作成等が可能な方の計画作成について、先進事例を共有
- ・全市町村で計画作成を進める

R6

実効性を高める取組支援

- ◎計画更新や訓練の支援
- ◎タイムライン等との連動支援

取組内容

- ・京都府総合防災訓練等を活用した検証と見直し
- ・訓練を踏まえた課題等の共有

R7

計画作成プロセスの見直しを支援

- ◎優先度の高い対象者の計画作成の完了
- ◎平時の見守りとの連動

取組内容

- ・R3からの取組の振り返り
- ・本取組を継続させるための効率的なプロセスについて再検討

市町村の取組

STEP 01

防災と福祉の連携

- ・市内で防災と福祉が共通認識を持つ。
- ・それぞれの資源（自主防災、民生委員等）を理解する。
- ・個別避難計画策定に向けた体制構築

STEP 02

計画作成

- ・作成方針を決める。
- ・作成手法を決める。（誰をキーパーソンで進めるか、どの地域から始めるか等）
- ・予算等を確保する。
※トップの理解、継続性

STEP 03

計画の活用

- ・実働訓練を実施する。
- ・台帳を更新する。
- ・課題を抽出し、さらに充実した計画を目指す。
- ・持続可能なシステムを考える。
- ・タイムラインとの連動

STEP 04

平時の見守りへ

- ・マイナンバーと連携した台帳の更新
- ・共有者への迅速な伝達
- ・平時の見守りへの活用

まずは庁内の体制を構築し、関係者へ連携体制を広げた後、優先度について協議をすることが必要であると考えます。

庁内連携

- 庁内関係部局を横断して連携し、取組を進めるために体制を構築する（理事者の意向確認含む）
- 庁外関係者へのアプローチ及び今後の取組の進め方について協議する

庁外連携

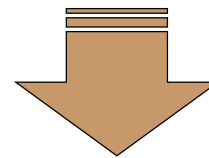
- 福祉専門職、民生委員、自主防災組織等、各関係者へ個別避難計画の意義や事例を説明し、協力を得る
- それぞれの組織の役割やできること・できないことについて協議する

優先度・作成方法
の検討

- 優先度の高い方の絞り込み方法について、庁内・庁外関係者で協議する
- 優先度の高い方の計画作成方法について協議する

実効性の確認

- 計画を作成後、実効性を確認するための訓練の方法について検討する
- 訓練結果を個別避難計画に反映させる



上記プロセスで決めた作成方法に基づき、計画作成を進める

(参考)

11月26日の「個別避難計画作成に係る情報共有会」において府内市町村にお示ししたステップ図

京都府における個別避難計画作成

平時の見守り活動と連動できるような計画となるよう検討し、平時・災害時に活かせる取組とするために

